

達令公示第17号

宗務役員給与規程の一部を改正する達令を次のように公示する。

2025年12月10日

宗務総長 木 越 涉

宗務役員給与規程の一部を改正する達令

宗務役員給与規程（2018年達令公示第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4号家族手当の項対象の欄中「150万円以下」を「160万円以下」に改める。

附 則

この達令は、公示の日から施行し、2025年12月1日から適用する。